

公益通報に関する通報・相談窓口

●設置の目的

学校法人筑波学院大学（以下「学院」という。）は、学院の業務に関する不正行為の早期発見と是正を図るため、公益通報者保護法に基づき、公益通報及び相談に対応する窓口（以下「窓口」という。）を学内に設置しました。

●通報の基本ルール

(1) 通報・相談（以下、「通報等」という。）できる方

1. 学院の役員・評議員、教職員等（非常勤講師・職員、嘱託職員、補助員、退職者含む。）
2. 学院の設置する学校に在学する学生及びその保護者並びに卒業生等
3. 委託契約等に基づき学院の業務に従事する方

(2) 対象となる通報等の内容

1. 学院の業務に関する組織的または個人的な不正行為（法令・学院の諸規則に反する行為の発生及び発生しようとしている事実）に関する通報等を受付けます。
2. 通報等の内容は、具体的な事実・根拠が含まれている必要があります。

(3) 対象外（受付け不可）となる通報の内容

1. 虚偽の通報
2. 他人を誹謗中傷する通報
3. その他不正を目的とする通報
4. 学院に処分又は勧告等をする権限のない通報

(4) 通報者等の保護等

1. 通報者等は通報等をしたことで、不利益な取扱いを受けることはありません。万一、不利益が発生した場合には、公益通報者保護委員会が回復措置を講じます。
2. 学院の役員・評議員及び教職員等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行った場合には、就業規則・学則(学院の役員・評議員、教職員及び学生等)によって処分されることがあります。

(5) 通報等の受付

1. 次のいずれかで受付けます。
(1) 電話 (2) 電子メール (3) 書面 (郵送可) (4) 面談
2. 受付場所： 監査室 (大学事務局内)
3. 受付時間： 9:30～11:30、13:00～17:00
(ただし、土・日・祝日・学院指定の休日は受付けしていません)
4. 電話： 029-858-4811 (代表)
5. 電子メール： kansa@tsukuba-g.ac.jp (件名に「公益通報」と記載してください)
6. 面談： ご希望の方は、事前に電話で面談日時をご相談ください。
7. 書面送付先： 〒305-0031 茨城県つくば市吾妻 3-1
学校法人筑波学院大学 監査室 (公益通報窓口)

●お願いと注意事項

1. 通報等の際は、「公益通報」である旨を明らかにしてください。
2. 電話による通報等の際は、情報を正確に把握するため、「公益通報・相談受付シート」に基づき、お聞かせいただきます。
3. 郵送又はメール送信による通報等の際は、情報を正確に把握するため、極力、「公益通報・相談受付シート」をご利用ください。「公益通報・相談受付シート」以外での通報の場合は、シートの記載内容を参考にしてください。
4. できる限り実名での通報等にご協力ください。匿名での通報受付の場合、あらかじめ事実確認が十分に行えないことが考えられます。また、事実確認の結果の通知等はできないことをご了承ください。

●公益通報・相談シート及び関連規則等

1. 公益通報・相談シート [[PDF 版](#) (0.1MB)] ・ [[MS-WORD 版](#) (0.1MB)]
2. [学校法人筑波学院大学公益通報者の保護等に関する規則](#) [PDF 形式 : 0.1MB]